

## 令和 6 年度不祥事防止対策実施方針（案）

## 1 趣旨

不祥事の発生を未然に防止するため、神奈川県職員等不祥事防止対策条例（平成19年条例第43号）及び神奈川県不祥事防止対策要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、令和6年度不祥事防止対策を実施するための措置に関し、必要な事項を定める。

## 2 取組強化項目

(1) 次の各項に掲げる項目を取組強化項目とし、3以下の不祥事防止対策を実施する。

ア 内部統制制度におけるリスク対応策の着実な実施

イ 情報流出防止の徹底

ウ 風通しの良い職場の構築

(2) 各任命権者においては、(1)のほか、独自の取組強化項目を設定することができる。

## 3 不祥事防止点検

(1) 各所属における不祥事のリスクを把握し、適切な業務遂行を確保するため、職員は、重点的に注意すべき項目について、自己点検を実施する。

(2) 前項の自己点検は、総務局総務室が示す個人点検シートに基づき随時の点検を実施することにより行う。

(3) 要綱第5条第1項に定める不祥事防止推進者は、前項の点検の結果を踏まえ、必要な不祥事防止対策を講じる。

## 4 研修

(1) 不祥事防止のための研修については、次により実施する。

ア 要綱第4条第1項に定める不祥事防止責任者は、局等の職員を対象とした研修を実施する。

イ 不祥事防止推進者は、所属の職員を対象とした研修を実施する。

ウ 人事課長及び総務局総務室長は、職員を対象とした研修を実施する。

エ 研修の実施方法については、必ずしも集合研修による必要はなく、資料配布による代替やコミュニケーションアプリ（Skype）等を活用することも可能とする。

(2) 人事課長及び総務局総務室長は、次により研修の支援を行う。

ア 人事課長は、必要に応じて前項の研修（ウの研修を除く。）に対して、研修機器等の貸出し、会場の提供等の支援を行う。

イ 総務局総務室長は、必要に応じて前項の研修（イの研修を除く。）に対して講師の派遣、研修教材の貸出し等の支援を行う。

## 5 訪問指導

(1) 要綱第7条第2項に定める訪問指導は、総務局総務室に設置された不祥事防止指導員及び総務局総務室の職員が各所属を訪問し、又はコミュニケーションアプリ（Skype）によるビデオ通話を行う方法で実施する。

(2) 訪問指導は、次の訪問指導計画により実施する。ただし、総務局総務室長が必要と認める場合は、これによらず実施することができる。

- ア 訪問指導の対象とする所属は、総務局総務室長が定める。
  - イ 訪問指導は、総務局総務室があらかじめ実施する日時を各局総務室等及び対象所属に連絡の上、実施する。なお、連絡した日時に不都合がある場合は、総務局総務室と対象所属において、適宜実施日時の調整を行うものとする。
- (3) 訪問指導は、所属長への聞き取り、指導、助言及び支援により実施するが、必要に応じて担当職員等への聞き取り、関係書類及び現状の確認を行う。
- (4) 訪問指導の実施結果による改善措置は、次のとおり行う。
- ア 総務局総務室長は、訪問指導の結果、改善を要する点が見受けられた所属に対して、個別に文書で改善措置等の実施を求める。改善措置を求められた所属は、速やかに改善措置等を講じ、その実施状況を総務局総務室長に報告しなければならない。
  - イ 他の所属でも発生しやすいような問題点が見受けられた場合、総務局総務室は、全庁及び必要な所属に対し必要な注意喚起を行う。
  - ウ 制度自体の改善を要するなど当該所属だけでは改善が困難な問題点については、総務局総務室が関係課と調整し、必要な措置を講ずる。
- (5) 教育委員会における訪問指導は、(1)から(4)までの規定によらず実施し、要綱第7条第3項に定める報告は、神奈川県職員等不祥事防止対策協議会へ教育委員会不祥事防止の取組（実施状況）について報告することにより行うものとする。

## 6 内部統制

- (1) 各所属における業務上のリスクを把握し、適切に業務を遂行するため、内部統制推進者（所属長）は、別途知事等が定める内部統制基本方針を踏まえたリスク評価シートによる評価（以下「リスク評価」という。）を実施する。
- (2) (1)のリスク評価は、内部統制推進者がリスク評価シートに基づき、自らの所属のリスクに関して点検（自己評価）を実施し、その結果を内部統制推進責任者を經由して、独立的評価責任者に報告する。

### 附 則

この実施方針は、令和6年4月1日から施行する。